

～ 要支援1・2の認定を受けた方のサービス利用の契約について ～

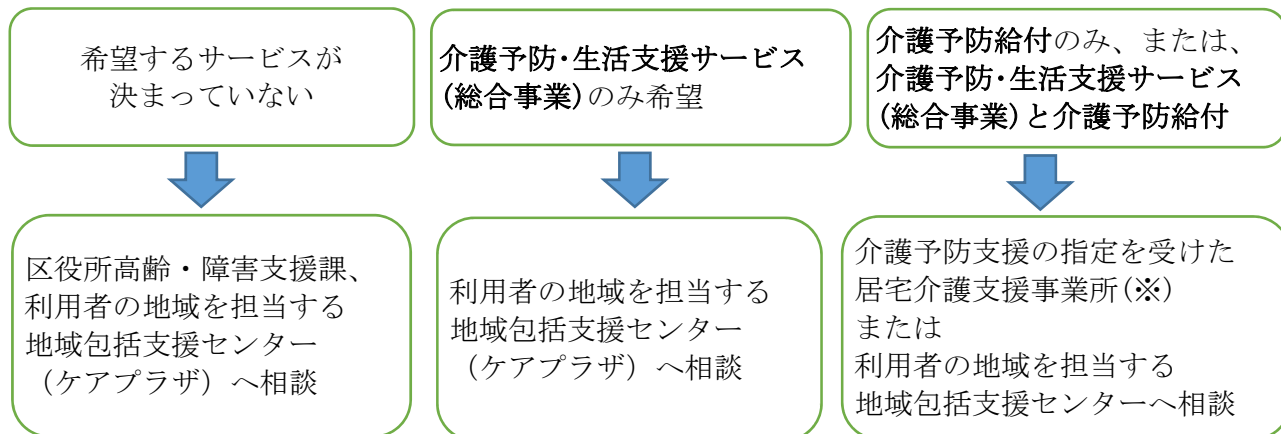
令和6年4月から、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターを通さず、直接利用者と契約をして担当することができるようになりました。

受けるサービスの内容によって契約の方法が異なります。

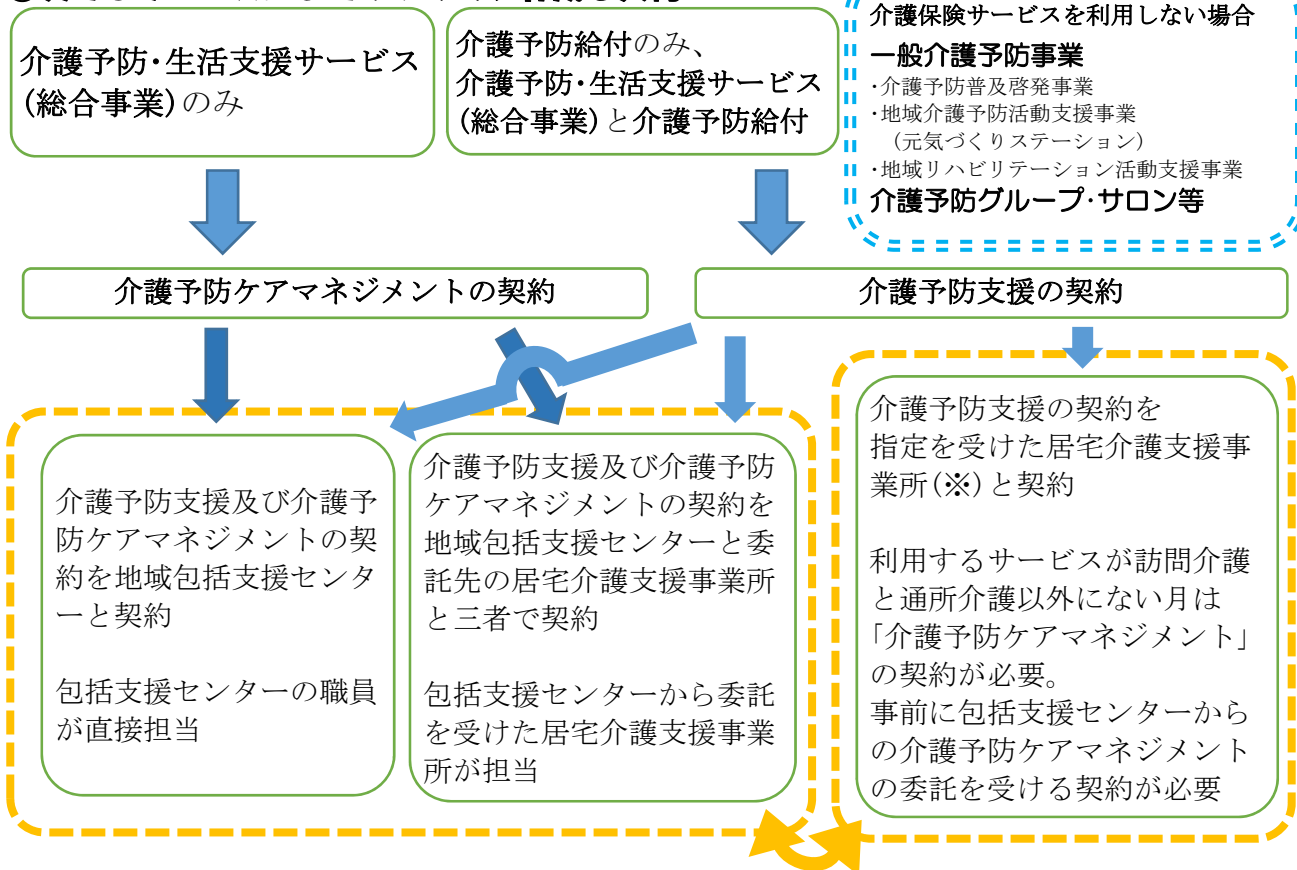
次の質問から当てはまるものを選んで、相談先や契約先を確認してください。

(利用できるサービスは冊子「ハートページ」を参照。)

①相談先を探す



②受けるサービスによりケアプラン作成を契約



介護予防支援と介護予防ケアマネジメントとが変わり、契約の事業所が変わるときは、その都度、居宅届出書の提出が必要

③居宅計画・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画作成届出書を作成し、事業者が区役所に提出

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所のリストは横浜市ホームページ等でご確認ください。